令和4年高島市教育委員会第9回定例会議事日程

日 時 令和4年9月28日(水) 午後2時00分 場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

- 1. 教育長あいさつ
- 2. 令和4年第8回定例会会議録の承認
- 3. 会議録署名委員の指名
- 4. 報告

報告第11号 令和4年9月高島市議会定例会一般質問の概要について 報告第12号 令和5年度予算にかかる滋賀県への要望書について

5. 今後の日程

令和4年第9回定例会座席表

髙木 亜矢 教育委員	田邊 栄勢 教育委員		頁 重治 效育長		京林 正英 女育委員	橋本 悟史 教育委員
教育指導部長 饗庭 一弥	-	-			_	教育総務部長 木下 晃
学校教育課長 岡部 陽造		教育総務部次長 教育総務課長 井上 昌司				
学事施設課長 山本 一郎		教育長 教育委員 説明員 事務局	1 4 12 2			教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 玉木 健史		合計	19			社会教育課長 小川 祥枝
教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 川越 純	図書館長 玉木 智恵	国スポ・ 大会推進 野﨑	 達課長	市民スポージ 課長 森本 正明	人化 <u></u> 以 課長

事務局

報告第11号

令和4年9月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和4年9月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和4年9月28日

高島市教育委員会 教育長 上 原 重 治

記

別紙のとおり

令和4年9月高島市議会定例会 一般質問の概要

答弁結果 教育委員会抜粋版

令和4年9月 高島市議会定例会

一般質問通告事項(個人)および答弁者一覧表

氏 名	質	問事	項	答弁者	
磯部 亜希 議員	高校生とその	の保護者への支援に	こついて	教育総務部長	
吸印 五印 磁臭	スマホ教室(バイド解消)	こよる高齢者のデシ こついて	ジタル・デ	教育総務部長	
早川 浩徳 議員	子どもたちを育む、より良い教育環境の 実現について				
板持 文子 議員	多様な学びの場「フリースクール」につ いて				
藍原 章 議員	不登校特例	交の設置推進につ し	いて	教育指導部長	

磯部議員

(質問番号1) 高校生とその保護者への支援について

- 1 市外の高校への進学状況について
- 3 高校の通学定期券等購入費の助成について
- 4 高校の教材費や教科外活動費等の助成について
- 5 奨学金返還の支援について

教育総務部長答弁

(答) 磯部議員の質問番号1の1点目および3点目から5点目までのご 質問にお答えいたします。

まず1点目の「市外の高校への進学状況」についてでございますが、現在の高校1年生から3年生までの市外高校への進学者数は359人で、約31%でございます。また、そのうち私立高校に進学した生徒数は192人で、約16%でございます。

次に、3点目の「通学定期券等購入費の助成」についてでございますが、中学校卒業後の進学先は、市内高校、市外の県内公立・私立高校、県外公立・私立高校、国立高等専門学校等多岐にわたっており、その通学手段も徒歩、自転車、公共交通機関、そして寮に入居する等生徒によって、さまざまに異なっていること、また、義務教育以降の進路につきましては、自らの人生設計のもと適切に高校を選択し、主体的に通われていることから、一部の高校生を対象にした通学定期券等購入費助成の導入予定は現在のところはございませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に4点目の「教科書代などの教材費や、部活動などの教科外活動費等に対する助成」についてでございますが、現在、県の奨学制度といたしまして、公立・私立を問わず、県内の高校に在学している生徒を対象に、「高等学校等就学支援金」制度が設けられており、約8割を超える方が授業料の支援を受けておられる状況がございます。そのうえで、議員ご質問の教科外活動費につきましても、所得の低い世帯を対象に、「奨学のための給付金」制度を県が設けられておりまして、授

業料以外の教育費の負担軽減が実施されております。まずは、今ある 県の奨学制度を活用していただきたいと考えております。

最後に5点目の「2つの奨学金の高校就学にあたっての利用状況」 についてでございますが、過去5年間で高島市育英資金は2人に、高 島屋奨学金育英資金は6人に貸与させていただいております。

なお、本市の育英資金貸付制度は、本市にゆかりのある方や篤志家の寄附を原資としておりますことから、将来にわたって長く安定的に制度を運用し、より多くの人材育成につなげていくことが重要であると考えております。高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020におきます「奨学制度による支援」につきましても、経済的な理由により高校や大学等で学ぶことが困難な子どもに対し、就学の希望が叶えられるよう、引き続き育英資金を続けることとしているところでございます。

また、奨学金等の返還支援といたしまして、高島市病院事業企業職員として、一定期間、薬剤師、看護師、助産師または保健師の業務に従事していただくなどの要件を満たしていただくことで、返還が免除となる修学資金貸与制度や、保育士の人材の確保、定着および離職防止を目的とした、奨学金返還支援助成の制度を設けております。

今回、議員からご質問いただきましたことにつきましては、限られた財源の中で、どのような施策や支援を行っていくことが、真に子どもの支援になるのか、また、将来の高島市の持続的発展につながっていくのかを慎重に見極めながら、関係部局とも連携し、今後も調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

一部の高校生を対象にした助成は難しいということだが、それでも 同じ行政の立場で他の自治体では通学定期券等購入費助成を実施さ れている。他ではできていて本市では難しい理由を聞かせてほし い。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

子育て支援制度につきましては、国の施策で行われているもののほかに、議員に紹介をいただきました通学定期券購入費助成など、それぞれの都道府県や市町村によって現在持っている課題や事情を十分に勘案されたうえで、財政事情等も考慮しながら独自の施策を行っておられることと存じております。

本市におきましても、小中学校の給食費負担金でありますとか、保 育料の無償化、あるいは中学校卒業までの医療費全額助成など独自支 援を行っているところでもあります。

初問でお答えした繰り返しになりますが、中学卒業後の進路につきましては、その通学方法も含め多岐にわたること、また、義務教育以降の進路につきましては、自らの人生設計のもと、適切に高校を選択し、主体的に通われていることから、現在のところ当市では通学費助成制度を導入いたしておらないところでございます。

今後も、どのような施策や支援を行っていくことが、子どもの支援 になるのか、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご 理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【担当:教育総務部 教育総務課】

磯部議員

(質問番号2)スマホ教室による高齢者のデジタル・デバイド解消について

- 1 公民館における Wi Fi の利用状況について
- 2 公民館教室でのスマホ教室開催について

教育総務部長答弁

(答) 磯部議員の質問番号2の1点目、および2点目のご質問にお答えいたします。まず1点目の「公民館におけるWi-Fiの利用状況」についてでございますが、この設備につきましては本年4月より運用を開始し、8月末までに市内6公民館で計20団体、のべ807人の方にご利用いただいております。

利用状況について具体例を挙げますと、新旭公民館をサテライト会場として滋賀県主催の研修会のオンライン視聴や、高島公民館では岩手県の講師とズームでつないで、みちのくで活躍した高島商人を学ぶ歴史講座を行いました。他にも大阪在住の講師から利用者がリモートで指導を受けるなど、各種団体の会議や研修などに活用され、少しずつ便利さが実感されつつあり、利用も広がってきていると考えております。

次に2点目の「公民館でスマホ教室が行われているか」についてでございますが、朽木公民館ではすでに実施をいたしておりまして、その参加者からは「これまで電話しか使わなかったが、使い方が広がった」というお声や「これまで気になっていた内容が解決できてよかった」というお声が聞かれました。今後、安曇川公民館では、高齢者の方を対象にしたスマホ教室を12月に開催するほか、年度内にはその他の公民館でも教室を開催する予定をいたしております。

以上私からの答弁といたします。

【担当:教育総務部 社会教育課】

早川議員

(質問番号1)子どもたちを育む、より良い教育環境の実現について

- 1 設備や機器等の老朽化に対する計画的な対処について
- 2 計画的な対応と速やかな対応について
- 3 設備等の改善や改修に、現場の教職員の意見を反映する仕組み について
- 4 業務の整理と区分けについての現状と、現場の教職員の意見を 反映する仕組みについて
- 5 研修等でのオンライン会議の併用について
- 6 コロナ感染時の教職員の採用について

教育指導部長答弁

(答) 早川議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「設備や機器等の老朽化に対する計画的な対処」についてでございますが、校舎など学校施設の大規模な改修につきましては、「高島市学校施設長寿命化計画」に基づき、国庫補助金等も活用しながら、施設の老朽化の程度や状況に応じて、順次、改修を進めております。

それ以外の設備や機器等の修繕・更新等につきましても、使用状況 や老朽化の程度などを勘案しながら、計画的に更新を行っているとこ ろでございます。

次に、2点目の「計画的な対応と速やかな対応」についてでございますが、学校の設備や機器等の修繕や更新は計画的に実施しておりますが、学校において行われている安全点検の中で、緊急対応の必要がある箇所が見つかった場合には、児童生徒の安全の確保を最優先に、担当課の職員が現地を確認し、その状況に応じて、速やかに対処しているところでございます。

次に、3点目の「設備等の改善や改修に現場の教職員の意見を反映する仕組み」についてでございますが、毎年8月下旬から10月下旬にかけ、次年度予算編成に向けた学校ヒアリングを行い、各学校から

修繕箇所や備品整備等について意見を聞く機会を設けております。その際、各学校においては、「学校財務委員会」が設置され、学校現場の教職員の意見を集約することとしております。

次に、4点目の「業務の整理と区分けについての現状と、現場の教職員の意見を反映する仕組み」についてでございますが、通常業務に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う対応など、これまでになかった業務が増加している中、学校におきましては、会議の精選・効率化や学校行事の見直しを、教育委員会におきましては、主催する会議の削減や報告文書の精選等に、継続して取り組んでいるところでございます。特に令和2年度からは、市内小中学校に校務支援システムと教職員がクラウド上で学習教材や会議資料を共有できるシステムを整え、業務の効率化を進めているところでございます。

また、学校現場の教職員の意見を反映する場としまして、各校で実施している職員会議や次年度構想会議等において、超過勤務の削減に向けた取り組みや、校務分掌の平準化を図る工夫が行われているところでございます。

次に、5点目の「研修等でのオンライン会議の併用」についてでございますが、オンライン会議は、移動時間や移動コスト、感染症リスクの軽減の観点から有効な手法であるため、今後も研修の目的や内容に応じて、オンライン形式と、対面形式を併用して実施する予定でございます。

最後に、6点目の「コロナ感染時の教職員の採用」についてでございますが、そのようなお声があったことは、県の担当部署に伝えてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

校務支援システムやクラウド等の活用により、各学校で作られた教 材などは、別の学校で共有されたりしているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

各校で取り組まれているアイデアあるいは手法については、校長会議や 教頭会議・教職員を対象とした研修会等において、実践例や利用法の共 有を行い、市内各校で業務の効率化が進められるように努めているとこ ろでございます。

(再質問)

出されたよいアイデアが共有され、他校で有効活用されている具体 例はあるか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校のほうで子どもたちの健康状態をチェックする健康観察という、コロナ対策に向けて非常に大事な業務があるのですが、そこについては、子どもたちの毎朝の検温や健康状態をチェックする、そのことについてタブレット端末を利用しまして、家庭から子どもの体温や体調を入力し送信されると、教員がタブレット端末上で健康状態を一覧表で把握できる取り組みがあります。

そのほかに、従来、アンケート用紙を配付して行っていた授業であったり学校生活の調査などの、アンケートをWeb化、Webアンケート化することにより、子どもたちがタブレット端末を使って入力した回答データを、自動集計するシステムを活用している例がございます。この取り組みでは、教職員が用紙の配付や回収、集計に費やしていた作業時間が短縮でき、データを分析するための時間の確保であったり、業務の改善につながっていると報告を受けております。

また、これまで紙面で行われていた保護者向けのアンケートについ

てもWebアンケート化することで、印刷や配付、回収に要する時間の 削減だけではなく、集計の時間短縮や一度行ったアンケートの様式の データを再利用、あるいは他校との共有が容易にできるようになり、 教職員の事務負担を軽減できている例がございます。

(再質問)

有効なアイデアを使う教職員のスキルも課題になると思うが、スキルを身につけるためのサポートはされているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

タブレット端末を導入してから、導入研修でありますとか、あるいは、 その活用法について、授業の面あるいは業務改善の面で、繰り返し教職 員対象に研修等を行っているところでございます。学校の担当者を集め ての会議あるいは別のテーマ別に絞った希望研修等でそのような研修を 繰り返して行うことで、業務の改善につながればという思いで、取り組 みを進めているところでございます。

【担当:教育指導部 学事施設課·学校教育課】

板持議員

(質問番号1) 多様な学びの場「フリースクール」について

- 1 高島市内の不登校児童生徒の状況や推移について
- 2 不登校児童生徒が通う民間の団体や不登校児童生徒や家庭の状況・ 調査について
- 3 教育支援センター「スマイル」の運用と関係機関とフリースクール や民間教育団体との連携について
- 4 教育委員会におけるフリースクールに通う子どもの活動見学や調査 について
- 5 「民間施設についてのガイドライン」の作成について
- 6 フリースクールを利用する家庭への補助金や必要な財政支援につい て
- 7 フリースクールに通う児童生徒の学校出席扱いについて
- 8 「不登校児童生徒への支援の在り方について」における「支援の視点」に対する教職員や学校長の理解について

教育指導部長答弁

(答) 板持議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「高島市内の不登校児童生徒の状況や推移について」でございますが、令和2年度に行われました「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、全国の不登校児童生徒の在籍率は、小学校1.0%、中学校で4.1%となっており、過去5年間では、増加傾向にあります。本市におきましても、ほぼ同様の在籍率であり、増加傾向を示しております。

次に、2点目の「フリースクールを含む学校に通っていない義務教育段階の子どもが通う民間の団体施設や不登校児童・生徒及び家庭に関する詳細な調査の実施について」でございますが、フリースクール等の民間施設に通っている児童生徒が在籍している学校においては、学校長や教育相談担当教員等が施設を訪問し、施設の職員から施設の概要を聞くだけでなく、個人のプライバシーに配慮した上で、子ども

の学習状況を聞き取ったり、直接見学して、施設や活動の状況把握に 努めているところでございます。

次に、3点目の「教育支援センター『スマイル』の運用の概要及び その成果について」でございますが、

教育支援センター「スマイル」では、不登校児童生徒の個々の特性や課題に応じて、集団生活への適応や基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等の相談・指導を行うことにより、学校復帰や社会的自立を支援しております。令和3年度は小学校5人、中学校5人の計10人の児童生徒が通所しており、そのうち学校復帰ならびに進学した児童生徒が6人となっております。

また、「教育支援センタースマイル設置事業で、各関係機関との連携には、フリースクールや民間教育団体も入っているのかについて」でございますが、不登校児童生徒の支援につきましては、市で設置している教育支援センター「スマイル」や、子ども・若者支援センター「あすくる高島」だけでなく、フリースクール等の民間施設も含めて、関係機関として想定しております。

次に、4点目の「高島市や教育委員会において、フリースクールに通う子どもたちの活動見学や、調査をしているかについて」でございますが、昨年度、市内で開校されましたフリースクールにつきましては、教育委員会において、施設開設前ならびに開設後に、施設の職員から施設の概要や活動内容の説明を受け、小中学校に紹介および周知したところであります。その後、当該フリースクールに通う児童生徒が在籍している学校において、施設の職員との面談や直接見学をすることを通して状況を把握しております。教育委員会においては、学校と逐一情報を共有しており、必要に応じて訪問することとしております。

次に、5点目の「『民間施設についてのガイドライン』の作成について」でございますが、不登校児童生徒の状況によって、支援する施設や活動の在り方も様々であると考えており、現在、ガイドラインを示

すことはしておりません。今後は、県や他市町の動向を注視しながら、ガイドライン作成の必要性を含めて研究して参りたいと考えております。

次に、6点目の「フリースクールを利用する家庭への補助金や必要な財政支援について」でございますが、市単独での予算措置については、現在のところ考えておりません。議員もご承知の通り、教育機会確保法第6条には、国の財政上の措置等が定められていることから、今後、国でどのような財政上の措置が講じられるのか、また、県がどのような施策を進めようとしているのかを見極め、対応して参りたいと考えております。

次に、7点目の「フリースクールに通う児童生徒の参加日数の学校での出席扱いについて」でございますが、令和元年10月25日に文部科学省から通知されました「不登校児童生徒への支援の在り方について」を踏まえて、フリースクール等の民間施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指したものであるか、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できるかを要件に、学校長が判断をしているところでございます。

最後に、8点目の「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることについての現場教職員や学校長の理解について」でございますが、議員のご質問は、令和元年10月25日に文部科学省から通知されました「不登校児童生徒への支援の在り方について」の「支援の視点」から引用されていますが、教育委員会としましては、校長会議で当該通知を示したうえで周知徹底しており、各学校においては、職員会議や校内研修会の際に共有されているものと考えております。

ただ、議員が示された「支援の視点」の文章には続きがございまし

て、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること」と示されており、このことも踏まえた対応が求められております。実際に、不登校児童生徒と向き合っている学校現場では、この両方の「支援の視点」を大切にしながら、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、学級以外の他の教室を使ってのサポートやICTを活用した学習支援、そして教育支援センターやフリースクール等の民間施設との連携など、不登校児童生徒に対する効果的な支援が充実するよう、日々努力しているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

不登校児童生徒が生じない学校の環境づくりとして、高島市の教育 改革はどのようになっておりますでしょうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

不登校の防止については、学校が、すべての児童生徒にとって、安心して教育を受けられる魅力ある場所となるよう、また、様々な教育活動を通して、授業や学校生活の中で、自己肯定感や自己有用感を高められる場となるよう、学習活動、教育活動を進めることが、不登校を防ぐことにつながるととらえております。そのことを踏まえまして、各学校で教育活動、様々な改善を進めているところでございます。

現実問題としては、様々な要因で学校に行きづらくなる子どもたちがおり、長期欠席や不登校を防ぐために、学級担任や教育相談主任、不登校対応コーディネーター等の教員が中心となって、一人ひとりの子どもたちの様子の変化や行き渋りなど、状況把握に努め、チーム学校として、早期の対応、早期の解決を目指しているところでございます。

(再質問)

高島市として『民間施設についてのガイドライン』の作成は、行わないのでしょうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

不登校児童生徒の状況によって、支援や活動の在り方が個別様々で、子どもたちの支援に対して、今までからご協力いただいている施設、あるいは、個人で善意で協力していただいている方との連携の在り方を勘案すると、市としてのガイドラインを示すことが、結果的に子どもたちへの支援の方法や連携先の選択肢を限ってしまうことにならないのか、という懸念をもっております。

先ほどの答弁でも申しました通り、現在、ガイドラインを示すことはしておりません。今後は、県や他市町の動向を注視しながら、ガイドライン作成の必要性を含めて研究して参りたいと考えております。

(再質問)

市独自の財政支援について、どのように考えているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

先ほどの答弁でも申しました通り、今後、国でどのような財政上の 措置が講じられるのか、県がどのような施策を進めようとしているの かを見極め、対応してまいりたいと考えております。

(再質問)

「民間施設についてのガイドライン」をつくり、フリースクールに 通う児童生徒の学校出席扱いがなされるべきではないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校や市として、ガイドラインを含め、何らかの目安を設けること

が、結果的に子どもたちの支援方法や連携先の選択肢を限ってしまうことにならないのか、懸念しております。

先ほどの答弁でも申しました通り、文部科学省から通知されました「不登校児童生徒への支援の在り方」を踏まえて、学校長が出席の扱いについての判断を行っているところでございます。

【担当:教育指導部 学校教育課】

藍原議員

(質問番号2) 不登校特例校の設置推進について

- 1 高島市の不登校児童生徒の把握について
- 2 不登校児童生徒の、学校以外の学びの拠り所について
- 3 「不登校特例校」の認識について
- 4 「不登校特例校」の設置に関わる市の現状と今後の取組について

教育指導部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号2のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「高島市の不登校児童生徒の把握について」でございますが、令和2年度に行われました「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、全国の不登校児童生徒の在籍率は、小学校1.0%、中学校で4.1%となっており、過去5年間では、増加傾向にあります。

本市におきましても、ほぼ同様の在籍率であり、増加傾向を示しております。

次に、2点目の「不登校児童生徒の、学校以外の学びの拠り所について」でございますが、市が設置している施設といたしましては、保護者や在籍校と連携しながら、個別相談や学習支援を行い、社会的自立や学校生活への復帰を支援する「教育支援センター『スマイル』」や、個別に支援プログラムを組んで活動に取り組むことにより、可能性を引き出し、一人ひとりの目標達成を支援する「子ども・若者支援センター『あすくる高島』」がございます。

また、児童生徒の状況に応じて、学校が、フリースクール等の民間 施設とも連携しながら、不登校児童生徒の支援に取り組んでいるとこ ろでございます。

次に、3点目の「『不登校特例校』の認識について」でございますが、「不登校特例校」は、学習指導要領にとらわれず、総授業時数や教育内容を削減したり、少人数指導や習熟度別授業、個々の児童生徒の実態に即した柔軟な指導・支援等を行ったりすることが可能な学校で

あり、不登校児童生徒の教育の機会を確保する学校教育における新たな学びの場であると認識しております。

最後に、4点目の「『不登校特例校』の設置に関わる市の現状と今後の取組について」でございますが、不登校児童生徒にとって、「不登校特例校」は、教育の機会を確保するための重要な選択肢の一つであると考えておりますが、現在のところ、設置する構想はございません。なお、「不登校特例校」を設置するためには、どこに設置し、運営主体をどうするのか、必要な教職員をどう確保するのか、通学の範囲をどうするのか、指導体制をどう構築するのか等課題が多く存在するため、今後、国の財政措置や県の設置に向けた動向を注視するとともに、すでに設置されている「不登校特例校」の情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

不登校を防ぐため、学校はどのような取組をしているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

不登校の防止については、学校が、すべての児童生徒にとって、安心 して教育を受けられる魅力ある場所となるよう、また、授業や学校生活 の中で、自己肯定感や自己有用感を高められる場となるよう、教育活動 を進めることが、不登校を防ぐことにつながるととらえております。

現実問題としては、様々な要因で学校に行きづらくなる子どもたちがおり、長期欠席や不登校を防ぐために、学級担任や教育相談主任、不登校対応コーディネーター等の教員が中心となって、一人ひとりの子どもたちの様子の変化や行き渋りなど、状況把握に努め、チーム学校として、早期の対応、早期の解決を目指しているところでございます。

また、教育委員会といたしましても、子どもたちの状況に応じて、ス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えてアセスメントを行い、学校と保護者との連携のもと、継続して支援するように指導するとともに、必要に応じて、専門家や相談機関、関係機関等との適切な連携を促すなどして、不登校の防止、早期の解消に向けた学校の取り組みを支援しているところでございます。

不登校を防ぐためには、子どもたちの細かなサインや状況の変化を見落とさないように、早期に対応し解決を図ることが重要であるとの認識のもと、より効果的な支援が充実するよう、日々努力しているところでございます。

以上でございます。

【担当:教育指導部 学校教育課】

報告第12号

令和5年度予算にかかる滋賀県への要望書について

令和5年度の滋賀県予算編成に先立ち、別紙のとおり各協議会から滋賀県 へ要望書が提出されたので報告する。

令和4年9月28日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

滋賀県知事 様

令和5年度要望書

滋賀県都市教育委員会連絡協議会 滋賀県都市教育委員会連絡協議会

◆ 重 点 要 望 事 項(R5)

【文化、体育・スポーツの普及充実について】

- (1) 滋賀県で開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の競技会運営経費に係る補助制度の充実
- (2) 次世代の選手やアスリートを育成するための県制度の拡充及び指導者の充実
- (3) 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに親しむための環境整備を行う市町への支援
- (4) 文化・体育施設の長寿命化、統廃合、トイレの洋式化、ユニバーサル化及 び省エネ化等に係る国の補助制度等の情報提供並びに県独自の補助制度の創 設

【文化財保護の充実について】

- (1) 学芸員、埋蔵文化財専門員などの専門職を配置する市町への財政的支援と担当職員を含む研修体制の充実
- (2)国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金に係る文化財保護・活用等事業に対して県要綱を定めながら財政上の問題等で留保・休止されている県費補助金の交付再開及び充実、さらに近年、低下している国庫補助金の増額についての国への働きかけ
- (3)個人所有者が行う登録有形文化財建造物保存事業及び活用を目的とした改修工事の国庫補助制度の充実を求める国への働きかけ
- (4)日本遺産に認定された地域について、核となる文化財を中心に全国に発信して いくための補助制度の創設
- (5)国宝・重要文化財建造物の国庫補助による修理及び県指定文化財建造物の県補助による修理における滋賀県の受託体制強化並びに専門職員の計画的な雇用と育成
- (6)国の天然記念物の維持管理に係る国庫補助等の制度の拡充を求める国への働き かけ及び県補助制度の創設
- (7)発掘調査により増加し続ける出土品の収蔵状況を踏まえた、収蔵施設建設に対する補助制度の創設

滋賀県教育委員会教育長 様

令和5年度要望書

滋賀県都市教育委員会連絡協議会 滋賀県都市教育委員会連絡協議会

◆ 重 点 要 望 事 項(R5)

【専科教員加配の拡大について】

(1)小学校高学年児童への指導支援を充実させ、中学校への滑らかな移行を図るため、教科 担任制導入に係る専科教員加配の必要な教員定数の確保

【臨時講師の確保について】

- (1)臨時講師の需要は増えているのに人材は減っている現状から、臨時講師で穴埋めする人 事の改善
 - ① 実技教科における複数校勤務の拡大など、柔軟な対応による正員配置の工夫
 - ② 臨時講師の配置でなく、正員加配での対応
- (2) 臨時講師を、配置された現場の学校が探すというシステムの改善
 - ① 県教委内に臨時講師の確保に関する課題解決のための部署を新設
 - ② 県教委教職員課に「臨時講師担当者」を置き、県校長会事務局・近隣他府県教委人事担当課・近隣大学等との連携による市町教委への情報提供
 - ③ 県校長会事務局への委託内容の拡大強化
- (3)特に年間臨時講師の任用や年度途中の任用が大変難しいことによる柔軟な任用
 - ① 未補充がある場合は、臨時でなく非常勤の講師任用を認める
 - ② 一人で1教科を担当せずとも、複数人で1教科を補充することを認める

【新型コロナウイルス感染症対策について】

- (1) 基礎定数の改善による柔軟な指導体制を可能にする国への働きかけ
- (2)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業に対する財政的支援の拡充
- (3) 子どもたちの学びを保障するための学習支援員の復活

【GIGAスクール構想の推進について】

- (1) GIGAスクール構想の実現に係る端末等整備完了後に必要となる各種保守、端末更新 時の費用、インターネット通信や学習ドリル教材等の経常的支出に係る国県の財政支援
- (2) ICTを効果的に活用する学校教育の改革を円滑に推進するための、県の推進体制の構築と市町への指導・支援の充実
- (3) GIGAスクール構想を推進する、ICT支援員の配置補助

【部活動の地域移行について】

部活動の地域移行の推進のため、地域移行集中期間における各市町の取組に関する県の推進計画の策定、広域的な体制整備等、主導的な役割を発揮することにより、各市町の取組を支援されたい。

- (1) 地域移行に伴う保護者負担軽減のための財政的支援
- (2) 部活動の地域移行後における、教員の兼職兼業の考え方や生徒指導上の諸課題等、学校 ・教員の部活動のかかわり方等の整理
- (3)地域の受け皿の整備および指導者の質的・量的確保(競技団体や地域スポーツ・文化団体ならびに知事部局との連携)

要 望 事 項(R5)

1 学校園施設等の整備について

- (1) 公立学校園施設整備費負担金に係る対象事業の事業量の確保、要件緩和、負担金 事業の負担率の引上げ及び申請満額の採択を求める国への働きかけ並びに県費補 助制度の創設
- (2) 学校施設環境改善交付金に係る対象事業の事業量の確保、申請満額の採択、各種 建築単価・算定割合の引上げ及び公立学校施設整備費国庫負担事業と同様に前向き 資格面積による加算の適用を求める国への働きかけ並びに県費補助制度の創設
- (3) 学校におけるICT環境の維持管理に係る地方財政措置制度の更なる充実及び園 へ制度拡大を求める国への働きかけ
- (4) 学校グラウンド及び園庭の芝生化に関する植栽後の管理面を含めた積極的な支援
- (5) 通園バス・スクールバス購入費及び遠距離通学費に係る補助率の引上げ並びに補助対象の拡充を求める国への働きかけ
- (6) 通園・通学時における子どもの安全を確保するための通学バス等の利用に対する 補助制度の創設
- (7) 障がいの多様化と重度化に伴う特別支援学級への施設設備をはじめとする対策支援の充実
- (8) 「障害者基本法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた、県立高等学校校舎のバリアフリー化の推進
- (9) 通学路等の危険箇所について、改善及び安全対策に必要な費用の補助制度拡充に 係る国への働きかけ、また通学路である県道の危険箇所について、危険度が高いも のに係る早期対応及び改善
- (10) ICTを効果的に活用する学校教育の改革を円滑に推進するための教員 1人 1台のタブレット端末の整備補助

(11) 学校園施設における防犯カメラの設置補助

2 学校教育の充実について

- (1) 森林環境学習「やまのこ」事業における必須事業から任意事業への転換、補助対象経費の見直し及び補助金上限額の引上げ並びに学校規模に応じた現存施設の有効活用
- (2) 特別支援教育就学奨励費国庫補助制度に係る補助率の確保を求める国への働きかけ並びに知的障がいのある児童生徒について、主となる障がいに情緒障がいがある場合の自閉症・情緒障がい学級への入級等を可能とする柔軟な対応
- (3) 幼小中一貫教育を円滑に実施するための県の推進体制の構築と実施主体である市町への支援の充実
- (4) 保護者等の過大な要求に対応するための学校における相談員や第三者機関等の設置
- (5) 「フローティングスクール学習」のびわこ学習やカッター活動における、専門性 の高い県職員や県関連施設職員による指導の実施及び養護教諭または看護師の配 置
- (6) コミュニティ・スクールの維持・推進に当たり、積極的な人的・財政的支援の拡 充
- (7) 人口の増減に伴って市が行う学校規模適正化に当たり、必要となる学校施設や地域コミュニティ維持のための施設建設に関する補助制度等の県支援策の提示、廃校校舎等の跡地活用や解体経費に対する財政的支援の拡充および公共施設等適正管理推進事業債の恒常的な措置を求める国への働きかけ
- (8) 滋賀県南部地域における特別支援学校の新設の検討
- (9) 生徒の進路指導関係の通知文のポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語 などへの多言語化に加えて、母語支援員の人材バンクの創設

- (10) 「障害者基本法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、特別支援学級卒業後の職場の確保のための企業への働きかけ等就労支援
- (11) 県内の特別支援学校と地域の学校の副籍制度の開始に伴い、必要な人的・財政的 支援の拡充とともに、より一層子どもの学びを支援するため、県外の院内学級と地 域の学校との副籍制度や複数の障がいのある子どもの特別支援学校間の副籍制度 を行うなど、インクルーシブ教育の充実と学びを支援する制度の拡充

3 学校現場における業務改善について

- (1) 学校及び園における臨時講師及び会計年度任用職員の人材確保並びに派遣システムの構築
- (2) 学校事務共同実施の職員の加配に関する自治体格差の是正、またクラウドコンピューティング等のICT技術を活用した校務支援ツールの導入に向け、全県規模の標準化の推進
- (3) 学校から県教委へ提出する文書の簡素化及びデータでの提出の推進
- (4) スクールロイヤーの配置に対する財政的支援

4 教職員等の配置改善と資質向上について

- (1) 35人学級編制にともなう中学校における下限抵触の撤廃(1学級人数は20人 以下でも可とする)
- (2) 過大規模(31学級以上)・大規模(19~30学級)並びに困難を抱える小中校 での課題解決のための教頭の複数加配と主幹教諭の配属、加配教員の配置
- (3) いじめや不登校など様々な課題を抱える児童生徒の増加と、複雑化する背景への 対応力向上のためのスクールカウンセラー及び児童生徒が置かれた環境への働き 掛けを行うスクールソーシャルワーカーの増員
- (4) いじめ、不登校、発達障がい等、特別な教育支援を必要とする児童生徒への指導

や別室指導の充実を図るための教員及び適応指導教室の現職教員の配置、カウンセラー配置のための財政支援並びに養護教諭、期限付き臨時養護教諭及び事務職員の配置要件の緩和

- (5) 小学校生活に子どもたちがスムーズに入れるよう、小学校入学時の課題解決や一 人一人の個性や能力を伸ばすための小学校1年生における「すこやか支援員」、「な めらか支援員」、「オアシス相談員」等の復活
- (6) 英語専科指導教員の加配拡大、小学校専属ALTの配置及び研修制度の充実並び に小中学校ALTの人材確保及び派遣システムの構築
- (7) 外国人英語指導助手配置費に係る補助金制度の創設
- (8) 日本語指導が必要な外国人児童生徒のための外国語通訳者の配置及び在籍児童生徒数に応じた加配教員の複数配置
- (9) 日本語の初期指導が必要な外国人児童生徒のための「日本語初期指導教室」への 補助制度の創設と現職教員の配置
- (10) 学校図書館への専従の司書・学校司書の配置、司書教諭業務に専念できる教員の 人的配置と、研修体制や財政支援等の整備
- (11) 特別支援教育の推進に伴う支援員の増員等人的体制の充実及び通級指導教室の増設、充実並びに特別支援学級の定数改善
- (12) 県立特別支援学校に在籍している医療的ケアの必要な児童生徒への具体的な通学 の支援策の拡充
- (13) 在籍校と入院病院が同一自治体の場合の、長期入院児童生徒への学習支援を行う ための巡回訪問指導教員の派遣の継続及び同一自治体でない場合の児童生徒への 支援と連携
- (14) 新学習指導要領で学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力の育成を図るためのICT教育に係る加配教員の配置
- (15) 教職員の柔軟な人事異動により正規職員を適正に配置できる仕組みを構築し、また学校現場における教員の業務軽減を図るための加配教員や教員業務支援員等の拡大配置および財政支援等の拡大

- (16) 児童自立支援施設である県立淡海学園における、土山中学校分教室の教科非常勤 講師の継続配置並びに増員
- (17) 児童養護施設から通う小中学校の加配教員の継続配置、並びに特別支援学級入級時に在籍数5名が6名になる場合には、支援員を即時に配置
- (18) ベテラン臨時講師等の処遇改善
- (19) 「医療的ケア児」に必要となる看護師配置事業に係る補助対象経費について、1 校当たりではなく、対象者1名当たりへ見直しを行うほか、施設設備をはじめとす る環境整備に対するさらなる財政支援
- (20) 学校規模別教職員配置の標準基礎定数を見直すよう国へ働きかけ
- (21) 免許更新制度の廃止に伴い、勤務経験のない免許所有者への研修システムの構築
- (22) 通常学級の基準35人に交流の児童生徒も含められたい
- (23) 定年引上げに伴って職員の新規採用を抑制することなく、各小・中学校に配置する正規教職員を増員されたい

5 人権・同和教育の振興について

(1) 同和加配教員制度が果たしてきた実績と成果を踏まえ、今なお残る課題及び今日 的な課題への対応に生かすための児童生徒支援加配教員制度の充実と配置要件の 緩和

6 幼児教育の充実について

- (1) 保育士修学資金貸付事業について、教員養成学校在籍者への貸付対象者の拡大及 び幼稚園業務従事者への返還免除対象者の拡大
- (2) 幼稚園教員免許及び保育士資格の併有促進するための免許等取得費用助成制度の 拡充

- (3) 保育教諭の人材を確保するための養成学校における保育士資格・幼稚園教諭免許 修得単位の一元化を求める国への働きかけ
- (4) 就学前教育の取組に係る体制の充実に向けた幼稚園等施設及び家庭等を支援する 幼児教育支援センターの設置
- (5) 就学前教育の充実及び多様化するニーズに対応する保育者の資質向上を目的とす る新任研修の拡充並びに多様な研修を実施するための予算措置
- (6) 保育所所属となった新規採用保育士及び保育士採用による新規採用保育士に対す る指導教員による個別指導研修の保障
- (7) 公立幼稚園における施設型給付費について、私立幼稚園と同様に、国1/2、県 1/4、市1/4の負担とする制度変更についての国への働きかけ

7 安全な学校給食の充実について

(1) 給食センター及び単独調理方式の学校給食室の新築及び改築等に伴う補助金の補助率の拡大並びに維持管理及び給食機器及び給食配膳室の機器に対する補助金の 創設

8 生涯学習・社会教育の振興について

- (1) 公民館や地域コミュニティの核となる市民団体等が実施する現代的な課題に対応 する生涯学習支援のための支援・研修・情報交換制度の充実・継続
- (2) 学校を核とした地域力強化プランの推進のための人的・財政的支援の充実および 滋賀県学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金の継続的かつ確実な交付と年度当 初の速やかな内示
- (3) 子どもの読書活動の推進に係る市町の取組への支援並びに研修体制の確立等、具体的な環境の整備
- (4) 高校生による地域の歴史・文化・伝統等の学習機会を増加させ、フィールドワーク等によって地域を体験する機会の増加を図るとともに、高校生が地域づくり活動 へ積極的に関わるための必要な施策・支援の推進

- (5) 社会教育施設の長寿命化、統廃合、トイレの洋式化、ユニバーサル化及び省エネ 化等に係る国の補助制度等の情報提供並びに県独自の補助制度の創設
- (6) 「滋賀の教育大綱」に沿って市町が実施する生涯学習事業等への支援の継続・拡 充
- (7) 社会教育主事、図書館司書などの専門職を配置する市町への財政的支援と担当職員を含む研修体制の充実
- (8) デジタルデバイド(情報格差)解消に向けた取組の実施や市町が実施する事業等 への支援

9 青少年の健全育成について

(1) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援事業を実施するためのスタッフの配置及び放課後補充教室開設のための財政的支援

10 その他

- (1) 県立特別支援学校高等部の受入れについて、現在の肢体不自由・知的障がいに加 え、自閉症・情緒障がい・病弱への対象障がい種別の拡充
- (2) 給付型奨学金制度の早期創設
- (3) 県内の高等学校等において、就学継続が危ぶまれる生徒や中途退学者の自立支援のため、県において必要な情報を集約し、市と共有できる仕組みの構築
- (4) 県立高校等へのスクールカウンセラーの派遣の強化
- (5) 教育関係機関におけるハラスメントの解消に必要な取組の充実
- (6) ICT 教育の推進に必要な人材育成、教材研究等について、市町を支援する体制の 充実

令和5年度

要 望 書

滋賀県へき地教育振興協議会

へき地教育の振興促進についての要望

本県のへき地教育につきましては県ならびに県教育委員会のご尽力 により、充実、改善が図られ、深く感謝しているところです。

しかしながら、へき地学校等におきましては、交通条件、自然的、経済的及び文化的諸条件からそれぞれの地域特有の課題が山積し、教育条件等において地域間の差が見られる状況にあります。特に今なお進行する地域の少子化、高齢化、過疎化現象は、へき地教育の振興促進に大きな影響を与え、課題解決にむけては市独自の取組だけでは解消できない状況にあります。

これらの課題を解決し、へき地教育を振興促進し、教育水準の向上を 図るため、これまで以上に、県ならびに県教育委員会におかれましては、 現状をご賢察賜りまして、積極的な施策を講じていただきますよう強く 要望します。

令和4年9月15日

滋賀県へき地教育振興協議会 会 長 西 村 文 一

滋賀県教育委員会 教育長 福 永 忠 克 様

要望事項

1 学級編制の適正化および教職員の充実強化について

- 1) 複式学級解消のための学級編制の弾力化や県費負担教職員の配置
- 2)全ての学校における教頭および事務職員の完全配置ならびに養護教諭の 継続配置
- 3) 中学校における免許外教科担当の解消のための対策
- 4) へき地の良さを生かした特色ある教育活動充実のための非常勤講師(社会人活用等)の登用

2 教育費の特別助成について

- 1) へき地の良さを活かした活動に対する県費助成
- 2) へき地児童生徒援助費等補助金(遠距離通学費) 事業にかかる実質的な補助率の引き上げについての国への働きかけ

3 その他

1) 悉皆研修への参加軽減及び研修内容の伝達システムの確立